

第3章 まちづくりの基本構想

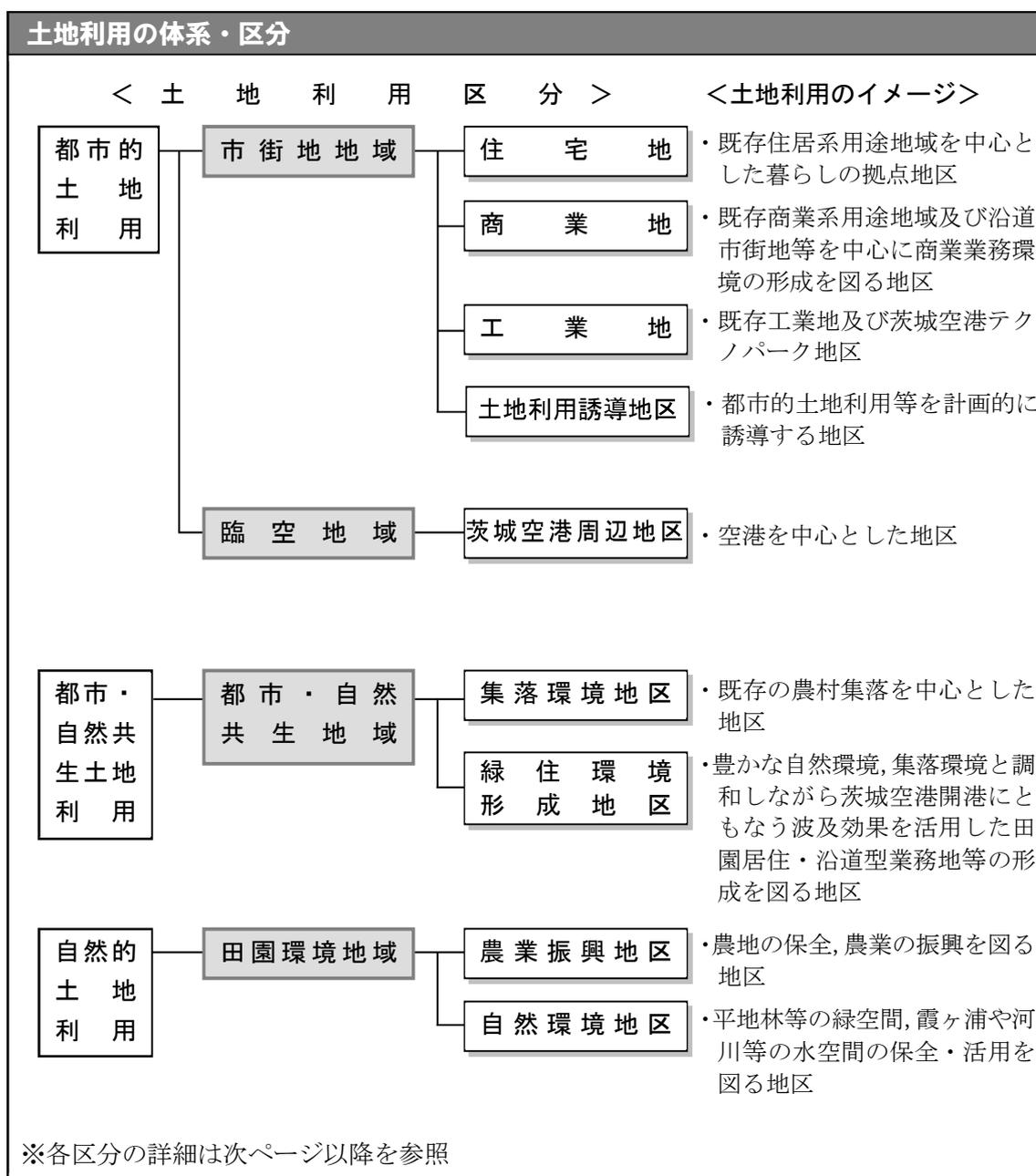
1. 自然と調和した土地利用の方針

1-1 基本的考え方

(1) 基本的考え方

本市の土地利用については、歴史と風土に根付いた自然豊かな田園環境等の「自然的土地利用」と、既成市街地や茨城空港等の「都市的土地利用」、都市と田園が調和した小美玉らしい「都市・自然共生土地利用」を、地域特性に応じ計画的に展開していくことを基本とします。

(2) 土地利用の体系



1-2 基本目標

土地利用の基本目標

- 本市の豊かな自然を大切に守りながら、緑とともに暮らし、働き、生産する場として都市と自然が調和・共存する、また次代に誇れる土地利用を計画的かつ適切に配置します。また、立地適正化計画と整合のとれた集約的で持続可能で効率的な土地利用を推進します。

1-3 基本方針

(1) 都市的土地利用

①市街地地域

ア) 住宅地

- ・立地適正化計画の集約と連携の考え方にに基づき、居住誘導区域内への誘導を図るとともに都市基盤の有効活用と集中的な整備により、利便性の高い住環境の形成を図ります。
- ・既成の住居系市街地においては、安全・快適に暮らせる生活の場として、都市基盤施設の計画的な整備等を推進しながら、引き続き適正な用途地域の運用を図り、良好な住居系市街地の形成を図ります。
- ・小川市街地や羽鳥市街地の既存の用途地域について、土地利用現況や建物用途現況の課題点等を踏まえ、将来の土地利用方針と整合するよう適正な用途地域や容積率・建ぺい率の変更を検討します。

イ) 商業地

- ・JR 羽鳥駅周辺や小川市街地の近隣商業地域及び幹線道路沿道の準住居地域等既成の商業業務系市街地においては、身近な買い物の場や働く場等生活に密着したサービス・利便施設の立地を促進し、地域の賑わいや活力の創造に寄与する土地利用の展開を図ります。
- ・(県) 竹ノ内羽鳥停車場線沿道については、用途地域等により商業業務地にふさわしい土地利用の適正な誘導を図ります。

ロ) 工業地

- ・工業地域に指定されている羽鳥市街地南部地区、工業専用地域に指定されている大沼地区の既存工業地においては、今後とも本市の活力を支える産業系市街地として、周辺の自然環境に配慮しつつ、生産環境の維持向上を図ります。
- ・茨城空港テクノパークにおいては、県と調整しながら、積極的に企業誘致を推進します。

ハ) 土地利用誘導地区

- ・都市的土地利用が進展している玉里市街地については、石岡市との隣接立地や広域交通体系上、今後も更なる市街化の進展が見込まれることから、生活拠点にふさわしい適正な土地利用の誘導による計画的な市街地の形成を図ります。
- ・JR 羽鳥駅の東口ロータリーから続くけやき通り(小美玉市道 美 1-18 号線)については、陸の玄関口である JR 羽鳥駅からのシンボリック道路として、かつ茨城空港への導線であることから、本市の顔にふさわしい沿道の土地利用の適切な誘導を図ります。

- ・ JR 羽鳥駅西部においては国道 355 号バイパスの 4 車線化により交通の交通機能が強化され、交通量の増加や周辺都市との連携強化による産業や余暇等の交通流の多様化が生じているほか、JR 羽鳥駅の橋上化に伴う東西自由通路の整備により東西の行き来がしやすくなっていること等を踏まえ、広域幹線道路と鉄道駅の交通利便性を生かした賑わい空間の創出を図ります。
- ・ 茨城空港アクセス道路においては、茨城空港へのアクセス性を生かした新たな土地利用の展開を図るため、周辺環境との調和に配慮しつつ積極的な産業立地の促進や沿道サービス機能の誘導を図る等、土地利用の適切な規制・誘導や企業ニーズに即した優遇措置の拡大による計画的な土地利用を推進します。
- ・ 茨城空港アクセス道路と広域連携軸として位置付けた国道 6 号小美玉道路（仮称）の交差点周辺地域においては、茨城空港及び周辺地域の双方からのアクセスの良さから、物流支援機能や観光客の来訪促進を目指し沿道サービスの充実化を検討します。
- ・ JR 羽鳥駅の東口ロータリーから続くけやき通り（小美玉市道 美 1-18 号線）と茨城空港アクセス道路の沿道については、幹線道路等の好条件であるが故に都市的土地利用や建築・開発行為が無秩序に進む可能性も危惧されるため、望ましい土地利用の実現を妨げないよう、土地利用動態や地権者意向等を踏まえながら、以下のような段階的な施策の展開を検討します。

第一段階：不適切な土地利用や景観形成に関する地域地区制度等による規制の実施

第二段階：望ましい土地利用や景観形成に関する誘導方策の導入等

- ・ 小川市街地に隣接する国道 355 号や（県）玉里水戸線沿道については、商業施設等の今後の立地状況を注視して判断し、土地利用の適切な誘導を図ります。
- ・ 航空自衛隊百里基地が所在するまちとして、基地施設周辺的生活環境の整備や産業の誘致、民生安定のための様々な施策に取り組みながら基地との共存を図りつつ、基地が有する各種機能を活用した新しいまちづくりを検討していきます。

②臨空地域

7) 茨城空港周辺地区

- ・ 茨城空港は、北関東の空の玄関口であるとともに、本市における空の交流エリアの拠点的施設であることから、産業立地の促進による地域振興等その周辺地域における適正な土地利用を図ります。
- ・ 空港利用者の増加に伴い期待される空港ターミナルビルの拡充や茨城空港公園の整備等の県事業の推進に合わせ、来訪者だけでなく誰もが快適に利用できる新たな都市拠点にふさわしい土地利用の展開を図ります。
- ・ 茨城空港周辺においては小美玉市まちづくり構想に掲げられた、「そ・ら・ら拡張」、「そ・ら・ら参道」、「エコトープ」、「J フロント」の各構想について実現を図ります。
- ・ 小美玉市まちづくり構想における各構想の実現を図り、茨城空港や本市の認知度向上、百里基地並びに茨城空港を核とした交流人口の拡大や地域振興を図るとともに、百里基地と住民が共存できる、災害に強いまちづくりを推進します。



そ・ら・ら拡張イメージ



そ・ら・ら参道イメージ



エコトープイメージ



J フロントイメージ

(2) 都市・自然共生土地利用

①都市・自然共生地域

7) 集落環境地区

- ・既存集落地区については、平地林や河川・湖沼等の自然環境や農地等の豊かな田園環境の保全を図るとともに、人口減少・高齢化等への対策を講じた、生活の場としての快適な集落環境の形成を図ります。
- ・集落環境地区周辺の主要な幹線道路沿道等は、無秩序な開発が進行しやすい状況にあると考えられることから、集落環境の保全を図るとともに、都市と自然が共生する魅力と個性ある環境形成のために各集落の特性や課題等に応じて、地域住民等の意向を踏まえながら、各種の都市計画制度や農村地域振興策、その他独自の取り組み等の幅広く多様なまちづくり手法の活用を柔軟に検討していきます。
- ・百里基地周辺の集落地等においては、生活環境の向上を図る地域振興や環境整備等の推進を図ります。

1) 緑住環境形成地区

- ・茨城空港アクセス道路沿道は、交通便利性を生かした新たな土地利用と周辺の自然環境・既存の集落環境のバランスに配慮し、新たな田園居住を提案する緑住環境形成地区として、緑や田園の中に面的な住宅地が点在する小美玉らしい新たな居住空間の創出を検討します。

(3) 自然的土地利用

①田園環境地域

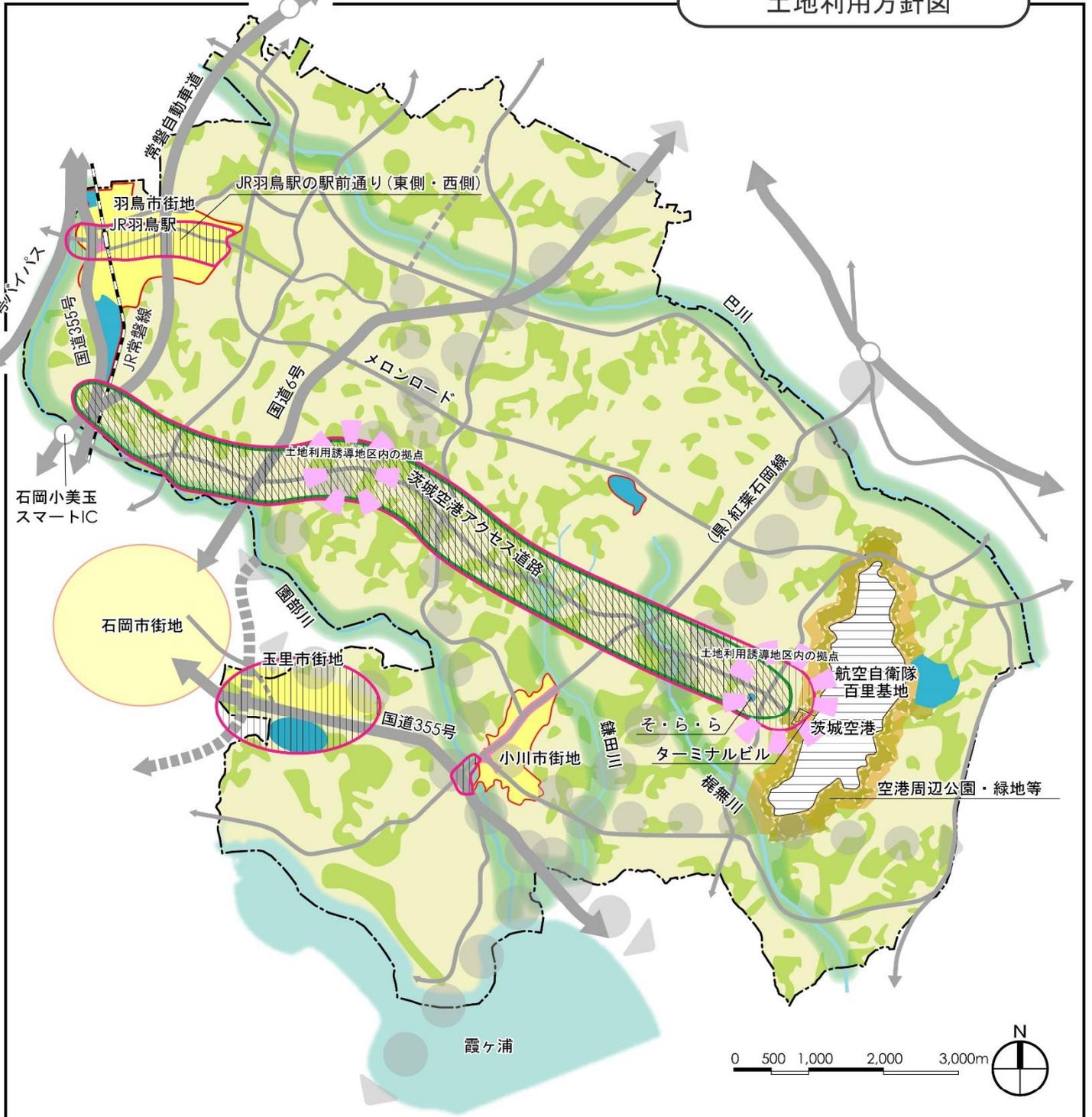
7) 農業振興地区

- ・台地上の畑地や霞ヶ浦、河川沿いに広がる蓮田・水田地域等、本市の土地利用の基幹をなす農地については、今後とも農業生産基盤の充実や農地の流動化・集約化、後継者の育成等を図りながら、優良な農地として、かつ貴重な自然的資源としての保全を図ります。また、「農」（農業や農産物）を基軸とした都市・農村交流の場としての活用を検討します。
- ・空港アクセス沿道エリアについては、周辺環境に配慮しつつ、広域交通ネットワークのアクセス性を生かした農業振興に資する新たな土地利用を検討します。

1) 自然環境地区

- ・台地上に点在する平地林、台地を縁取る斜面林、霞ヶ浦や河川・ため池等の水辺、河川沿いに連なる谷津田等の自然環境は、小美玉らしい原風景として、また、動植物の貴重な生息の場としての保全を図ります。
- ・自然環境の保全を前提としながら、霞ヶ浦の水辺と一体となった「大井戸湖岸公園」の拡充による滞留空間の充実や、「水緑軸」の霞ヶ浦湖畔や河川、谷津田沿い等を散策路として活用するほか、サイクリスト系ネットワークを形成する等、本市の魅力である水辺環境を生かした潤いのある個性豊かな資源の活用を図ります。

土地利用方針図



凡 例		■都市的土地利用		■都市・自然共生土地利用		■自然的土地利用	
【市街地地域】		住宅地		集落環境地区		【田園環境地域】	
商業地		工業地		緑住環境形成地区		農業振興地区	
土地利用誘導地区		土地利用誘導地区内の拠点		自然環境地区(平地林等)		自然環境地区(河川・河川敷)	
【臨空地域】		茨城空港等		空港周辺公園・緑地等		広域幹線道路(丸・点線表示は構想)	
ターミナルビル, 空港周辺公園・緑地等		茨城空港アクセス道路		(東)紅葉石岡線		地域幹線道路(点線表示は計画)	
		霞ヶ浦		航空自衛隊百里基地		河川	
				そ・ら・ら ターミナルビル		用途地域	
				玉里市街地		行政区域	
				小川市街地			
				石岡市街地			
				石岡小美玉スマートIC			
				JR羽鳥駅			
				羽鳥市街地			
				JR羽鳥駅の駅前通り(東側・西側)			
				常磐自動車道			
				メロンロード			
				国道6号			
				国道355号			
				園部川			
				楯無川			
				巴川			
				霞ヶ浦			

2. まちの発展を支えるまちづくりの方針

1 都（まち）邑（むら）づくり【市街地・集落地の整備方針等】

1-1 基本的考え方

これまでのまちづくりで進めてきた市街地整備，集落地整備の方向性を踏まえながら，本市のまちづくりにおける将来像の具現化に向けた，自然環境を守り生かし，賑わいと活力ある市街地・集落地整備を進めていくことを基本とします。

また，茨城空港に加え茨城空港アクセス道路や常磐自動車道石岡小美玉スマート IC の開通，国道6号小美玉道路（仮称）の整備に伴う新たなまちづくりの展開を視野に入れるとともに，立地適正化計画との整合を図りながら，発展的・総合的かつ計画的なまちづくりを積極的に取り組みます。

1-2 基本目標

都邑づくりの基本目標

●地域の礎材を守り生かし，豊かな自然と調和した，誰もが安全・快適に暮らせる，賑わいと活力ある，美しい市街地・集落地の整備を推進します。

1-3 基本方針

(1) 市街地整備

①小川市街地

地域活力の再生と暮らしやすい生活基盤の整備とともに，河岸のまちとしての歴史を生かした個性ある市街地整備を推進するため，地域の特性等を考慮しながらまちづくりの手法を検討し，生活基盤の整備や都市機能の充実化，良好な景観形成等による安全・安心・快適な居住環境整備を図ります。

- ・「中心拠点」として位置づけた（県）小川鉾田線沿道の近隣商業地を中心に，バリアフリーに配慮した歩行者空間の形成や未利用地，空き地，空き店舗の活用，さらに店舗やサービス機能の充実化，交通利便性の向上等により，近隣商業地としての安心・快適な環境づくりを図ります。
- ・小川総合支所周辺地区については，市街地にふさわしい空間的質の向上とともに，安全・快適な生活環境の向上を図ります。
- ・旧小川小学校周辺については，歴史的背景を生かし，市民だけでなく市外からの来訪者も呼び込めるような観光・交流拠点としての活用を図ります。
- ・旧（県）紅葉石岡線沿道については，修景整備や歴史的建造物の保全，辻広場の配置等により，小川城跡の立地や河岸のまちとしての歴史性を後世に継承し，それらを生かした個性あるまちづくりを推進します。
- ・（県）紅葉石岡線，（県）小川鉾田線等の主要な幹線道路沿道については，立地適正化計画との整合を図りながら生活利便施設等の立地を促進します。
- ・生活道路等の都市基盤施設の整備を段階的に推進します。
- ・土地利用や建物用途現況において課題等がある地域については，将来の土地利用方向と整合するよう適正な用途地域や容積率・建ぺい率の見直しを検討します。

②羽鳥市街地

「陸の交流エリア」としてふさわしい賑わいの創出を図るため、地域の特性等を考慮しながらまちづくりの手法を検討し、「中心拠点」として JR 羽鳥駅の拠点性・利便性を高めることをはじめ、生活基盤の整備や都市機能の充実化、良好な景観形成等による安全・安心・快適な居住環境の整備を図ります。

- ・ JR 羽鳥駅周辺整備事業の推進等、一体的整備により、駅の東地区と西地区の交流促進を図り、駅周辺の賑わいを創出するとともに、都市基盤施設の整備を推進し、駅利用者の利便性・安全性・快適性の向上を図ります。
- ・ JR 羽鳥駅東地区については、新しい住宅地形成が進められている中で、駅前や（都）羽鳥停車場・池花線沿道における良好な景観づくりとともに、生活環境の充実のため商業やサービス業等の施設の立地を促進し、陸の玄関口にふさわしい質の高い市街地形成を図ります。
- ・ JR 羽鳥駅西地区については、より良好な住環境、商業環境の確保を図るため、地区住民の合意形成と参画を踏まえたまちづくりを検討します。
- ・ 低層住宅地については、豊かな自然と調和した良好な住宅地を形成していくとともに、地区計画やまちづくりに関する協定等の一定のルールに基づく地区づくり等についても検討します。
- ・ 幹線道路沿道については、周辺の自然環境や住環境との調和による適切な土地利用を誘導しながら、生活利便施設の立地を促進し、より快適な生活環境の形成を図るため、必要に応じて用途地域や容積率・建ぺい率の変更を検討します。
- ・ 既存の工業地については、地区の産業拠点としての役割を担いながら、周辺の自然環境や住環境に配慮した環境づくりを促進します。
- ・ 市街地内の骨格的道路網を確立するため、都市計画道路の整備と長期未着手路線の見直しを推進するとともに、安全で快適な生活道路の整備を図ります。
- ・ 身近な公園の適切な維持管理を図るとともに、計画的に公園・広場等の整備を図ります。
- ・ 都市的未利用地が多い地区のうち、土地利用現況や建物用途現況の課題点がある地区については、将来の土地利用方向と整合するよう適正な用途地域や容積率・建ぺい率の変更を検討します。

③玉里市街地

玉里市街地は石岡市の市街地に近接し、国道 355 号で連絡していることから、多様な都市機能を有する複合用途の市街地を形成しています。工業系施設の集積や市街化の進行を適正にコントロールするため、地域の特性等を考慮しながらまちづくりの手法を検討し、小川市街地、羽鳥市街地に次ぐ副次的な拠点として機能させるよう生活基盤の整備や良好な景観形成等による安全・安心・快適な居住環境の整備を図ります。

- ・ 産業の発展等を図るため、国道 355 号沿道周辺の工業地について、用途地域指定等による適正な市街地の形成を図り、住宅地等については、用途地域や特定用途制限地域、地区計画等の適切な土地利用の誘導を図るための手法を検討します。
- ・ 国道 355 号玉里石岡バイパスや（仮）石岡玉里線等の骨格的な道路網の確立を進めるとともに、安全・快適な生活道路の確保を図ります。
- ・ 玉里運動公園については、「スポーツ・レクリエーションゾーン」にふさわしい整備充実を図ります。

(2) 地域拠点整備（納場，堅倉，竹原，上玉里，野田）

地域拠点（納場，堅倉，竹原，上玉里，野田）においては，必要な生活サービスが確保できる住環境の形成や，既存の公共施設等を活用した交流の場づくり，都市機能誘導区域と地域拠点を結ぶ交通手段のさらなる検討等を進め，安全・安心に暮らし続けられる地域の維持を目指します。

- ・既存の生活施設や公共施設を活用した当該地域住民や集落地の住民への生活サービス機能の維持・充実を図ります。
- ・生活環境を維持するために生活道路や公園・広場，下水道等の生活基盤施設の維持・充実を図ります。
- ・自然環境や歴史的資源を含む文化的景観の保全を図るとともに，地域の魅力を向上する修景整備等を検討します。
- ・ゆとりと潤いのある恵まれた空間の中で，小美玉らしい個性を生かした暮らしを実現できる田園住宅等（例えば，農地・菜園付住宅，湖畔住宅等）の配置を検討し，既存集落の活性化と併せ，小美玉の魅力発信を推進します。
- ・納場地区については水戸市と繋がる（県）石岡城里線沿いに位置していることから，自然環境との調和に配慮しつつ，沿道サービス機能の強化を図る等，地域拠点としての整備を検討します。
- ・堅倉地区については国道 6 号と（県）上吉影岩間線の交差点部に位置しており，複数のバス路線の合流点となっているほか，市役所や金融機関，スーパーマーケット等多様な生活サービスが立地していることから，これらの機能を維持するとともに，より利便性の高い地域拠点整備を検討します。
- ・竹原地区については，国道 6 号や茨城空港アクセス道路といった広域交通ネットワークの交差点部に位置しており，周辺の自然環境との調和に配慮しつつ，金融機関や教育施設の維持や沿道の土地利用の促進等も含めた地域拠点整備を検討します。
- ・上玉里地区については石岡市と繋がる（県）紅葉石岡線沿いに位置しており，周辺の自然環境や行政機能・教育機能が集中立地しているという地域特性を生かし，市外からの流入も想定しつつ，より利便性の高い地域拠点整備を検討します。
- ・野田地区については（県）紅葉石岡線と茨城空港アクセス道路の交差点部に位置しており，既に立地している教育機能やスーパーマーケット等の商業機能を維持しつつ，茨城空港アクセス道路沿いであることを生かし，周辺の田園地帯との調和に配慮しつつ，沿道土地利用の促進等を含む地域拠点整備を検討します。

(3) 集落地整備

農業生産環境と調和した集落地として、将来にわたり良好な生活環境や、活力の維持・向上を図ります。

集落地における人口減少、高齢化に伴う地域コミュニティの衰退等に対応するため、道路・公園等の基盤施設の整備・充実を段階的に図るとともに、集落地の良好な環境・景観を維持しながら、既存集落との調和に配慮した配置を図ります。

- ・集落地内の安全・安心な生活道路の整備，地域のふれあいの場となる公園・広場の確保等，生活基盤施設の整備・充実を段階的に図ります。
- ・斜面林や屋敷林，大木等の緑や神社等の歴史的資源と一体となった集落景観の保全を図るとともに，地域の魅力を向上する修景整備等を検討します。
- ・ゆとりと潤いのある恵まれた空間の中で，小美玉らしい個性を生かした暮らしを実現できる田園住宅等（例えば，農地・菜園付住宅，湖畔住宅等）の配置を検討し，既存集落の活性化と併せ，小美玉の魅力発信を推進します。

2 暮らしを支える交通体系づくり【幹線道路，鉄道，バス等】

2-1 基本的考え方

本市は、茨城空港によって空路と陸路の接点となり、本県のみならず北関東地域を含めた広域的な玄関口になることから、今後の都市づくりについては、交通体系の充実化が非常に重要となります。

このため、茨城空港や茨城空港アクセス道路，東関東自動車道水戸線，国道355号，国道6号小美玉道路（仮称）等の主要な国・県道等広域的な道路網の整備を踏まえつつ，市域内や周辺都市との連絡・連携を強化する広域的な道路ネットワークの形成とともに，市街地や集落地間をスムーズに連絡する骨格的道路網の構築，市民が安全・快適に利用できる交通環境の確保及び人と環境にやさしい公共交通の促進を基本とします。

なお，都市計画道路について長期間未着手であり，かつ事業化が相当困難な路線については，「茨城県都市計画道路再検討指針」に基づき，適宜再検討を行い，存続・変更・廃止の必要性を検証します。

2-2 基本目標

基本目標

- 広域的な連携の強化をはじめ，市内の安全・快適な移動経路を確保するため，地域の実情や課題に対応した整備を図ります。また，拠点内の道路・歩道等の整備を強化し，誰もが安全・安心に移動できるまちづくりを推進するとともに，より人と環境にやさしい公共交通の充実化と利用促進を図ります。

2-3 基本方針

(1) 道路網

① 広域幹線道路

- ・自動車専用道路をはじめ主要な国道等首都圏との連絡や，他都市と効率的に連絡し広域的な連携を強化する道路として次に示す路線を位置づけ，未整備路線の整備を促進・検討します。
- ・新たな広域幹線道路として国道6号小美玉道路（仮称）の整備促進を図ります。

- ・常磐自動車道
- ・東関東自動車道水戸線
- ・国道6号
- ・国道355号バイパス
- ・国道355号
- ・国道6号千代田石岡バイパス【整備中】
- ・国道6号小美玉道路（仮称）【構想】
- ・国道355号玉里石岡バイパス【構想】
- ・百里飛行場連絡道路（百里飛行場南北線）【構想】
- ・霞ヶ浦二橋道路【構想】

②地域幹線道路

- ・次に示す県道を中心に、地域間の交通を円滑に処理し、市の骨格をなす幹線道路網の整備を促進するとともに、茨城空港を生かした活力ある都市活動や交流基盤となる骨格的道路網の形成を図ります。

- ・(県) 小川鉾田線、水戸神栖線、石岡城里線、玉里水戸線及び同バイパス、紅葉石岡線、上吉影岩間線及び同バイパス、宍倉玉里線、竹ノ内羽鳥停車場線、羽鳥停車場江戸線、大和田羽生線、茨城空港アクセス道路
- ・(都) 村上・六軒線
- ・(市) メロンロード

③市街地幹線道路

- ・次に示す都市計画道路等を主に市街地内の交通を処理する市街地幹線道路として位置づけ、未整備路線等の整備を推進します。

- ・(都) 羽鳥停車場・池花線【整備済】
- ・(都) 脇山・東原線【整備中】
- ・(都) 羽鳥宿・張星線(東ルート)【整備済】
- ・羽鳥宿・張星線(西ルート)【整備済】
- ・田木谷上玉里線【整備済】
- ・栗又四ヶ線【整備中】
- ・(仮) 石岡玉里線【構想】
- ・(市) 115号線(空港テクノパーク進入路)【整備済】
- ・小美玉中央線【整備中】

- ・なお次に示す都市計画道路については長期未着手のため、見直しを検討します。

- ・(都) 坂境・江戸線【見直し検討】
- ・(都) 花館・遠州線【見直し検討】

④生活道路

- ・市街地や集落地内において、市民の身近な暮らしの利便性・安全性を高める生活道路の整備を推進します。特に中心拠点でもある羽鳥市街地については、JR羽鳥駅周辺整備事業を踏まえ、市街地内の生活道路の整備を促進します。
- ・危険な交差点や通学路、公共施設周辺等において、市民や子どもたちの安全を確保するため、歩道や交通安全施設等の設置を図ります。
- ・周辺の土地利用が変化したことで通行車両が大型化しているため、交通安全性の向上を図るため、待避所の設置や部分的な拡幅整備等を推進し、市街地における狭あい道路の解消を推進します。

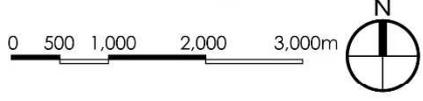
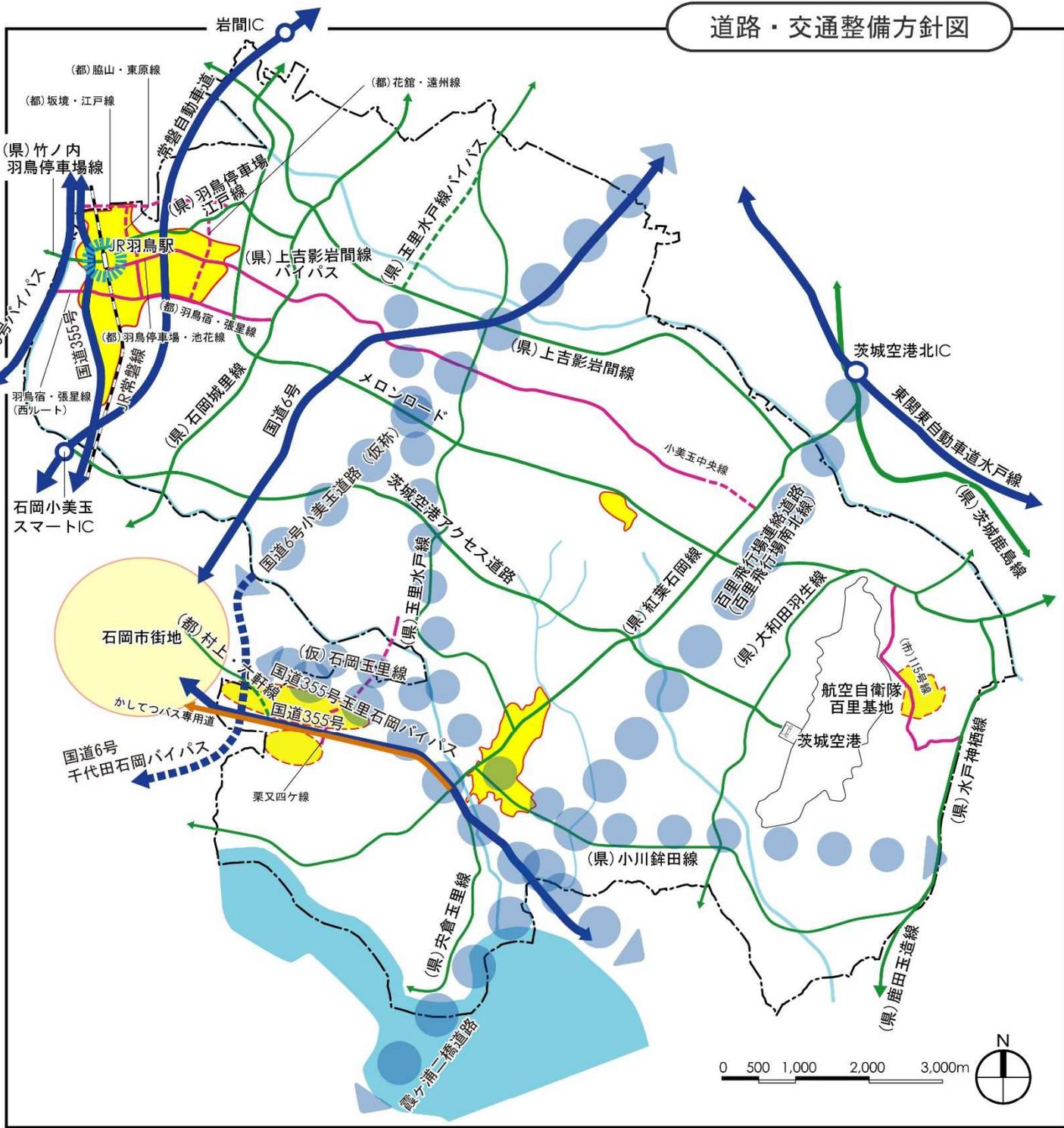
⑤駅前広場等

- ・本市の陸の玄関口である JR 羽鳥駅については本市の顔として、また交通結節点としての利便性向上を図ります。
- ・JR 羽鳥駅においては駅の東地区と西地区の交流促進を図り、賑わい空間の創出、憩いの場としての広場機能の強化を推進します。

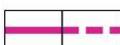
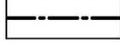
(2) 公共交通

- ・公共交通については、AI の導入やIT の活用による最新技術の導入を図ることで、運用方法や経路及びダイヤの最適化を含む柔軟で効率的なサービス提供を目指す等、多様化した市民のニーズや利用者の要望に応じた柔軟な交通等の新たな公共交通システムの構築を推進し、交通弱者の貴重な移動手段としてバス路線のサービス維持・向上に努めます。

道路・交通整備方針図



凡例

- | | | | |
|---|------------------|---|---------------------|
|  | 広域幹線道路(整備済・未整備) |  | かしてつバス専用道 |
|  | 地域幹線道路(整備済・未整備) |  | JR羽鳥駅及び駅前広場空間の機能向上等 |
|  | 市街地幹線道路(整備済・未整備) |  | 用途地域(既存・構想計画) |
|  | 構想路線 |  | 行政区 |
- ※(県):県道,(都):都市計画道路

3 潤いと憩いの場づくり【公園・緑地等】

3-1 基本的考え方

市街地の人口や誘致距離等に配慮しながら都市公園に求められるニーズを検証して、見直しも含めて、適正規模を配置するとともに、生物多様性の保全への配慮に努め、本市の豊かな自然環境や産業を生かした個性のある公園・緑地を配置することにより、市民や都市住民が気軽に集える憩いの場、スポーツ・レクリエーションの場、そして災害時には避難場所として機能する公園・緑地を確保することを基本とします。

3-2 基本目標

基本目標

- スポーツ・レクリエーションの場となる都市基幹公園、身近な憩いの場となる住区基幹公園の適正配置と、豊かな自然環境を生かした潤いと個性ある公園・緑地の整備を図ります。また、市民協働を取り入れた公園の整備や維持を促進し、効率的な維持管理に努めます。

3-3 基本方針

(1) 都市基幹公園

①総合公園

- ・茨城空港公園については、空港に隣接する特性を生かし、航空産業に楽しみや、理解を促進し、産業振興に寄与する公園として、また市民や都市住民の憩いの場として整備・利用を促進します。

②運動公園

- ・玉里運動公園については、豊かな緑につつまれた憩いの場を提供するとともに、競技スポーツや日常生活に密着したスポーツ・レクリエーション活動の場として維持管理を推進し利用促進を図ります。

(2) 住区基幹公園

①地区公園

- ・多くの市民に利用されている希望ヶ丘公園は、引き続き市民の憩いの場、スポーツ・レクリエーションの場として活用しながら適切な維持管理を行います。

②街区公園

- ・東平児童公園、堅倉わんぱく公園、仲丸池公園、先後公園については、市民の身近な憩いの場として活用しながら、特に子どもたちの安全を優先した維持管理に努めます。

③近隣公園

- ・大井戸湖岸公園については、霞ヶ浦に隣接している親水環境を生かし、市民の憩いの場としての利用のほか、つくば霞ヶ浦りんろードに面している特性を生かし、市民はもとより都市住民とのレクリエーション交流拠点としてイベント等も含めた活用促進を図ります。サイクリストのニーズに対応した施設のほか、幅広い年齢層のニーズに応えられる遊具等の設備の整備・維持管理を推進し、また、屋外レジャーへのニーズの高まりに応える周辺の観光関連アクティビティ（サイクリング、釣り、果樹狩り、食等）と連携したキャンプ場等のアウトドア施設の整備を検討します。

- ・宮田防災公園については、災害時の一時避難所としての適切な維持管理を図るとともに、芝生を利用したグラウンドゴルフやサッカー等を楽しめるよう、スポーツ・レクリエーション施設としての整備・充実に努めます。

(3) その他の公園・緑地

① その他の公園

- ・小川運動公園、旧橋小学校跡地については、地区の拠点的な広場や公園、さらに市民の交流の場等としての活用を図ります。
- ・旧小川小学校跡地や小川図書館・資料館等については、従来の地域活動の場として機能の維持を図ることに加え、訪れた人が地域の歴史を感じ、学び、シビックプライドの醸成に繋がる小川市街地のシンボルとなるような整備を検討します。
- ・羽木上森林公園、横町公園、北山池緑地広場、半溜池緑地広場、高場池緑地広場、道海池緑地広場、陣屋池緑地広場、玉里ふれあい公園等については、地域特性を生かした公園広場として活用を図るとともに、環境学習の場としての活用を図るほか、状況に応じて再編整理を検討します。
- ・台地上に点在する里山については、貴重な自然資源としての保全を図るためにも、地域住民等の散策の場や子どもたちの環境学習の場、都市住民との交流の場等としての保全・活用を検討します。

② 緩衝緑地等

- ・茨城空港縁辺の隣接地については、緩衝緑地としての機能配置を図るとともに、地域住民等の憩いの場として整備を検討します。

③ 親水公園

- ・北山池緑地広場については、小美玉市まちづくり構想に基づき当地域に多い特徴的な地形を保全・復元しつつ、生態系（ビオトープ）に配慮した護岸整備や水生生物の観察・散策のための橋を整備する等、環境共生型のヒーリングスポットの創出を図ります。また、水辺での憩いをより満喫する施設として、地域の大人も子供も楽しめるレジャー機能とともに、航空機利用者の疲れを癒す滞在型の親水公園づくりを目指します。

④ 回遊空間ネットワーク

- ・「水緑軸」として位置づけた園部川をはじめとする河川や本市の魅力の一つである霞ヶ浦湖畔、あるいは谷津田沿い等を活用した散策路としての回遊空間ネットワークの形成を図ります。

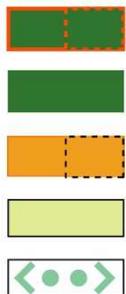
(4) 市民協働による維持管理

- ・公園の清掃活動等を実施しているボランティア団体や市民の力を生かし、市民協働による維持管理の推進を図ります。
- ・これまで示した整備を図る公園・緑地等は、本市の豊かな自然環境を生かしたものが多く、霞ヶ浦や水辺・平地林内へのごみの不法投棄防止等、公園・緑地整備の前提的な環境意識の高揚と実践について効果的なPR活動等の推進に努めます。

公園・緑地整備方針図



凡例



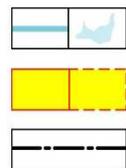
都市計画公園(整備済・事業中)

都市公園

その他の公園緑地(整備済・構想)

里山等の保全・活用

河川や歩道等を活用した回遊空間の整備



河川・湖沼

用途地域(既存・構想計画)

行政区域

4 安全で快適な生活づくり【上・下水道，河川，処理施設等】

4-1 基本的考え方

上・下水道施設は、快適・清潔な暮らしを支える重要なライフラインであることを踏まえた施設の整備，機能強化，維持管理を図ることを基本とします。

また，市内を流れる多くの河川については，貴重な自然資源であることを踏まえながら，市民の安全を守る治水機能を確保することを基本とします。

4-2 基本目標

基本目標

- 市民が安心して快適・清潔に暮らせるよう，防災の観点に配慮しながら，計画的・効率的な上・下水道施設の整備・機能強化及び維持管理を図ります。
- 治水による市民の安全な暮らしを確保しながら，本市の個性ある自然環境，景観を形成する河川及び河川空間の保全・活用を図ります。

4-3 基本方針

(1) 上水道

- ・水質管理体制の強化とともに，既存施設の維持・管理や耐震化の推進，老朽配水管更新，基幹施設である浄水場の整備更新等による安全・安心な飲用水の安定供給を図ります。
- ・漏水防止等による有収率の向上，水道料金の収納率の向上及び事務の効率化に努め，水道事業の安定経営を図ります。

(2) 下水道

- ・公共下水道，農業集落排水，浄化槽等それぞれの汚水処理施設の有する特性，経済性等を総合的に勘案し，地域の実情に応じた整備手法を選択するとともに，効率的かつ適正な公共下水道の整備を推進します。
- ・公共下水道及び農業集落排水施設計画区域以外の地域においては，高度処理型浄化槽の普及促進を図ります。
- ・公共下水道及び農業集落排水施設の接続率の向上及び維持管理の効率化に努め，下水道事業の経営基盤の強化を図ります。

(3) 河川

- ・一級河川（国・県管理）及び準用河川（市管理）等の排水機能を高めるとともに，貯留浸透施設の整備や農地の貯留機能活用等の雨水流出量の削減に取り組み，あらゆる関係者により流域全体で行う流域治水への転換を図ります。
- ・水緑軸を構成する園部川，巴川を中心とした自然環境，景観保全を図り，小美玉らしい河川空間づくりを推進します。
- ・自然環境・生態環境の保全に配慮しながら，河川及び河川空間の親水の間，環境学習の間，散策の間等としての活用を検討します。

(4) ごみ処理施設

- ・本市は、一般廃棄物処理施設の設置及び管理について、周辺市町の石岡市、かすみがうら市、茨城町の3市町とともに行っています。また、その事業主体については、地方自治法に基づき設置された特別地方公共団体である霞台厚生施設組合が担っています。
- ・令和3年4月からは、新たな広域ごみ処理施設である「霞台クリーンセンターみらい」（高崎地区）とリサイクル施設「中継センター」（堅倉地区）の運用を開始しています。これらの広域処理によって、施設の効率的かつ安定的な運用体制を確保し、今後も安全・安心なごみ処理を継続的に実施していきます。

(5) 墓 地

- ・本市の美野里地区には、市営美野里霊園があり、現在約1,700墓所の区画が整備され、墓所を供給するための役割を担っています。
- ・現在、緩やかではありますが、墓所の需要があり、返還墓所と合わせて空き墓所を再募集している状況です。しかしながら、高齢化や家族形態の変化等の社会状況の変化とともに墓所に対する市民の意識も変化しており、需要ニーズを把握しながら、安定した墓所の供給を行っていくため計画的な整備の検討をするとともに市営霊園の美化管理の徹底と効率的な運営に努めていきます。

3. 人にやさしく個性を大切にしまちづくり方針

1 地域の個性を育む景観づくり【景観】

1-1 基本的考え方

小美玉らしさを共有し、シビックプライドを醸成するため、本市の骨格的景観構造を継承しながら、自然、歴史、都市、集落景観の保全と地域の個性を生かした景観を育むとともに、本市の顔となる象徴的な沿道景観の創出や地域に根ざした秩序ある景観づくりを基本とします。

1-2 基本目標

基本目標

- 自然、歴史を守り生かしたふるさとの景観づくりと、市街地や幹線道路沿道における良好で象徴的・個性的な都市景観の創出を図ります。

1-3 基本方針

(1) 骨格的景観構造

- ・谷津田等が広がる低地、緑豊かな台地、霞ヶ浦の水辺地域や、集落地等を含む田園景観等、本市の原風景となる景観の保全・継承を図ります。
- ・霞ヶ浦周辺の水辺、集落地、後背の斜面林が一体となった良好な景観の保全を図ります。

(2) 水・緑・田園等の自然景観

- ・河川、湖沼の自然環境の再生と、気軽に自然環境を楽しめる場としての活用を図ります。
- ・里山の適切な維持管理による自然景観の保全と憩いの場、学習の場等としての活用を検討します。

(3) 歴史景観

- ・河岸のまちとしての歴史を背景とした小川市街地のまちなみ環境整備を推進します。
- ・地域のシンボルである神社や古墳、城跡等の歴史資源の保全と周辺の修景整備を図ります。
- ・お祭りや伝統芸能等は、地域の個性を表出する貴重な資源であり、また、ふるさと感じさせる心象風景であることから、それらを貴重な歴史的財産、かつ地域独自の魅力ある資源とした景観形成を図ります。

(4) 市街地景観

- ・本市の顔となる JR 羽鳥駅周辺においては、駅前広場をはじめとする拠点的な整備と一体的に駅周辺の景観整備を推進します。
- ・小川市街地、羽鳥市街地等の各市街地を中心に、居住空間としての良好なまちなみ景観の形成を図ります。
- ・各市街地において、賑わいを創出し魅力を向上する商業業務地の景観形成を図ります。
- ・周辺の自然環境・景観と調和する工業地の景観配慮を促進します。
- ・公共公益施設及び大規模な建築物に対する景観誘導と周辺の修景整備に努めます。
- ・公共施設、観光資源、歴史資源を案内する全市的サイン等のデザインの整備・検討を図ります。

(5) 沿道景観

- ・空港アクセス沿道エリアとして位置づけた茨城空港アクセス道路沿道においては、沿道の誘導的土地利用と一体的に、現存する田園・自然景観と調和した特徴的な沿道景観の形成を積極的に推進します。
- ・骨格的幹線道路沿道においては、沿道立地建築物等の適切な景観コントロール等による心地よい快適な沿道景観の形成を図ります。
- ・小川市街地の沿道においては、商家等の歴史的まちなみ等の景観的保全・活用と一体となって河岸のまちの歴史を偲ばせる沿道景観の形成を図ります。

(6) 協働による景観形成

- ・花いっぱい運動や環境美化活動等市民の主体的な取り組みによる、自然と調和した景観形成を推進します。
- ・地区住民との協働により、地区計画や緑地協定等による潤いある住宅地景観の形成を図ります。

(7) サイン等のデザイン整備

- ・市内の主要な場所を案内するため、本市の主要な交通結節点付近（ゲートや駅等）や、市内各地区の定点における地名表記、主要な公共施設等におけるサイン等のデザインの整備・検討を図ります。

2 安全・安心な暮らしの場づくり【防災，公害，バリアフリー等】

2-1 基本的考え方

市民の生命，財産を災害・犯罪から守るための対策を総合的に講じるとともに，地域コミュニティが支える地域の防災・防犯対策の整備・強化を目指します。

また，豊かな自然環境と共生する循環型まちづくりの推進とともに，誰もが気持ちよく，安全に利用できるバリアフリー環境を構築することを基本とします。

2-2 基本目標

基本目標

- 災害に強いまちづくりを積極的に推進し，安全・安心な暮らしを確保します。
- 豊かな自然・田園環境と共生する，公害のない美しいまちづくりを推進し，持続可能な循環型まちづくりを目指します。
- 高齢者や障がい者をはじめ，すべての市民が安心して快適に暮らし過ごせるノーマライゼーションの理念に基づき，まちづくりを目指します。

2-3 基本方針

(1) 防災環境づくり

- ・建築物等の不燃化を促進し，災害に強いまちづくりを目指します。
- ・公共施設，道路，公園，下水道等の都市基盤施設は，災害発生時の避難場所，避難路，ライフラインとして重要な役割を担うことから，既存施設の耐震性確保や機能向上を図るとともに，新設にあたっては防災機能に留意した整備を推進します。
- ・「小美玉市地域防災計画」に基づく防災体制の強化を図るとともに，航空自衛隊百里基地との連携による防災学習の実施を検討する等，市民一人ひとりの防災意識を高め，地域の防災力の向上を図る取り組みを推進します。また，「小美玉市国民保護計画」に基づき，総合的な危機管理体制の構築を目指します。
- ・「小美玉市耐震改修促進計画」に基づき，市民等が自らの安全・安心の確保，地域の防災性向上を意識して取り組むことを基本に，耐震化に関する啓発及び知識の普及や耐震診断及び耐震改修の実施を促進します。
- ・液状化が想定される区域が存在した場合には被害軽減のため，締固め，置換，固結等の有効な地盤改良の実施を促進します。

(2) 循環型まちづくり

- ・環境への負荷を低減し将来にわたって持続可能な循環型社会の構築を目指し，廃棄物の発生抑制，再使用，再生利用を推進します。
- ・不法投棄を未然に防止するため，監視・通報体制を強化するとともに，不法投棄防止に関する啓発活動を推進します。
- ・本市の豊かな自然・田園環境の維持に配慮した秩序ある土地利用を誘導します。
- ・河川や湖沼，緑地の保全と再生を図り，多様な動植物の生育・生息環境の確保に努めます。
- ・公共下水道，農業集落排水事業等の推進による公共水域の水質改善を図ります。

- ・ゼロカーボンシティの構築等地球温暖化対策をはじめとする環境対策に関して、都市計画やまちづくりの分野における取り組みの例として、工事での動植物等の環境に対する負荷が低い工法の選定、円滑な交通の確保による低公害化、公園緑地や街路樹等による緑化、太陽光や風力等の自然エネルギー等を活用する公共施設等の取り組みを検討します。

(3) 人にやさしいまちづくり

- ・多くの市民が日常的に利用する公共公益施設や公園等については、出入口の段差の解消、適切な案内誘導、併設駐車場等における重点的なバリアフリー化を推進します。
- ・交差点における段差の解消、歩道や交差点部における誘導ブロックの適切な設置、公共公益施設への案内板の設置等、安全・快適な歩行者空間の確保による道路のバリアフリー化を推進します。
- ・人にやさしいまちづくりを総合的に推進するため、ハード整備に加え、“心のバリアフリー”に対する意識啓発・普及を図ります。